



2022年7月25日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 競 良一
(東証スタンダード・コード 5820)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

新株予約権無償割当て差止めの仮処分に係る許可抗告の申立ての 許可決定に関するお知らせ

当社が2022年7月21日付「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立ての結果及び同決定に対する許可抗告の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大阪地方裁判所は、同年7月1日付で、当社が2022年5月18日開催の取締役会において決議いたしました第1回A新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）に対し差止仮処分の決定（以下「本仮処分決定」といいます。）を行い、また本仮処分決定への当社の保全異議の申立てに対し、同裁判所は、同月11日付で本仮処分決定を認可する決定（以下「本認可決定」といいます。）を行ったため、当社は、同月14日付で、大阪高等裁判所において、本認可決定に対する保全抗告（以下「本保全抗告」といいます。）の申立てを行っていましたが、同月21日付で、大阪高等裁判所において、本保全抗告を棄却する旨の決定（以下「本抗告棄却決定」といいます。）がなされました。

これに対し、当社は、同月21日付で、本抗告棄却決定に対する許可抗告（以下「本許可抗告」といいます。）の申立てを行っていましたが、本日、大阪高等裁判所から、本許可抗告に関して、本抗告棄却決定について、民事訴訟法第337条第2項所定の事項（法令の解釈に関する重要な事項）を含むと認められるとして、抗告許可決定（以下「本抗告許可決定」といいます。）に係る決定書を受領しましたので、お知らせいたします。

記

1. 許可抗告の申立て等に至った経緯

2022年7月21日付「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立ての結果及び同決定に対する許可抗告の申立てに関するお知らせ」の「2. 許可抗告の申立て等に至った経緯」をご参照ください。

2. 今後の方針及び見通し

許可抗告とは、高等裁判所の決定又は命令について、法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合に、当該高等裁判所の許可により最高裁判所への抗告を認める制度であり（民事訴訟法第337条）、本抗告許可決定により、本件に係る法律問題は最高裁判所で審理されることとなります。当社といたしましては、最高裁判所により本新株予約権の無償割当ての適法性が認められ、本抗告棄却決定が是正されるものと考えております。

本許可抗告に関して開示すべき事項が生じましたら、適時、適切に開示して参ります。

以上